

第6章 計画の推進体制及び関連法令・制度等

1. 計画の周知

この計画を市民にお知らせし、障がい者・児への理解を普及しながら、障がい者・児の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2. 計画の推進体制の確立

計画の推進体制においては、保健・福祉・医療・教育・就労等さまざまな関係機関の連携により推進していく必要があります。こうしたことから自立支援協議会を中心に関係機関と相互に連携しながら、障がい者・児のライフステージに応じた支援を行い、障がい者・児が住み慣れた地域で安心し、生きがいをもった生活を送れるよう、計画の推進体制を確立します。

3. 国・県及び近隣市町との連携

本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進を行います。

また、国や県等の動向を把握しながら、計画の弾力的な運用を行うとともに、障がい者・児の多様化するニーズに対応するため、国・県・近隣市町との連携を図ります。

4. 計画の進捗管理と点検について

本計画の進捗状況を把握・管理するために、市民福祉部福祉課内において本計画に掲げる各サービスにおける毎年の実行状況を整理し、小郡市自立支援協議会において1年に2回、計画の進行状況の点検や評価を行い、1年に1回計画の見直しについて検討します。

5. 新型コロナウイルス感染症等の各種感染症の影響と対応

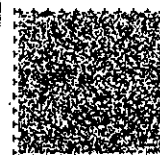
本計画を推進するにあたっては、新型コロナウイルス感染症等を始めとする各種感染症対策に十分に配慮した上で事業を実施します。

障がい者・児が地域で安心して生活できるよう、感染症拡大防止の取り組みを進めるとともに、障がい特性により取り組みが困難な場合に必要とされる対応を検討します。

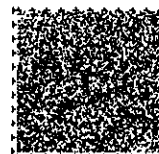
支援が必要な障がい者・児へのサービス等が途切れることなく提供できるよう、各事業所・支援機関等と連携して情報共有しながら取り組みます。

6. 障がい福祉サービスの内容について

訪問系サービス	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、外出によって必要とされる視覚的情報の支援や移動の援護等の支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や、外出支援を行います。
	重度障がい者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
日中活動系サービス	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	身体障がい者を対象に、身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障がい者・精神障がい者を対象に、食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の関係機関との連携調整等の支援を行います。
	就労移行支援	一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。B型では、企業等やA型での就労経験がある人であって、年齢や体力面で雇用が難しい人や、企業やA型利用に結びつかなかった人等を対象とします。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
	短期入所	自宅で介護する人が病気等の場合等に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連携やそれに伴う課題解決に向けて、必要となる支援を実施します。	



サービス名	内容
居宅訪問型児童発達支援	<p>重度の障がい等の状態にあり、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うものです。</p>
障がい児相談支援	<p>通所サービスを利用する障がい児の障がい児支援利用計画案作成及びサービス等の利用状況の検証や見直しを障がい児相談支援事業者が行います。</p>
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター	<p>医療的ケア児等コーディネーターとして養成された相談支援専門員の市内の相談支援事業所における配置人数。コーディネーターは、医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援を包括的に行い、協議の場に参画し、地域における課題の整理を行いながら医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。</p>



8. その他関連する法律の整備等

①障害者基本法の改正

平成 23 年 8 月の障害者基本法の改正において、日常生活又は社会生活において障がい者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるといふいわゆる社会モデルに基づく障がい者の概念や、障害者権利条約にいう「合理的配慮」の概念が盛り込まれました。

②障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行

改正障害者基本法第 4 条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）が制定され、国や自治体等の行政機関は、障がい者の要望等に応じて時に日常生活や社会参加の障壁を取り除く配慮を行うことが義務付けられ、平成 28 年 4 月に施行されました。

③難病の患者に対する医療等に関する法律の施行

持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の一環として「難病の患者に対する医療等に関する法律」（難病法）が平成 26 年 5 月に成立し、平成 27 年 1 月に施行されました。指定難病に対して医療費を助成する制度や難病の医療に関する調査及び研究の推進等についてこの法律で定めています。

④児童福祉法の改正

平成 24 年の改正では、障がい児の定義が見直され、身体及び知的障がい児に、精神障がい児が加えられ、平成 25 年の改正では、障害者総合支援法の成立に対応し、障がい児の定義に難病が追加されました。また、平成 28 年 6 月の改正では、すべての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化等が定められています。

⑤発達障害者支援法の改正

平成 17 年の施行から約 10 年が経過し、発達障がい者・児の支援を一層充実させるため、平成 28 年 8 月に改正発達障害者支援法が施行され、目的に「切れ目なく発達障害者の支援を行う」が明記されたほか、発達障がい者・児の定義の改正、基本理念の新設等、総則に大きな改正が行われました。また、発達障がい者・児を支援するための施策として、「発達障害の疑いがある場合の相談体制の整備」や「個別の教育支援計画・個別の指導計画作成の推進」が明記される等、改正は法律全般にわたっています。

